

平成 29 年 5 月 22 日	参考
第 3 回 歯科口腔保健の推進に関する専門委員会	資料 2

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会歯科口腔保健の推進に関する専門委員会 設置要綱

平成 28 年 12 月 16 日
厚生科学審議会
地域保健健康増進栄養部会了承

1. 目 的

歯科口腔保健の推進に関する法律が平成 23 年 8 月 2 日成立し、同月 10 日に公布、施行された。

平成 24 年 7 月 23 日には、同法に基づき、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（以下「基本的事項」という。）が策定された。基本的事項においては、策定後 5 年を目途に中間評価を行い、目標を達成するための計画及び諸活動の成果を適切に評価し、その後の歯科口腔保健の推進にかかる施策に反映させることとされている。

歯科口腔保健を取り巻く現状や課題などを踏まえ、「基本的事項」の進捗を確認し、着実に推進することを目的として、地域保健健康増進栄養部会に「歯科口腔保健の推進に関する専門委員会」を設置する。

2. 検討事項

下記の項目について、科学的知見に基づき検討を行う。

- (1) 「基本的事項」の進捗確認や目標の在り方等に関する事項
- (2) その他「基本的事項」に策定された目標達成のための歯科口腔保健の推進に関する事項

3. 構 成

- (1) 専門委員会の委員は公衆衛生学や歯科保健に関する研究者、行政関係者等から構成するとし、別紙のとおりとする。なお、専門の事項について検討を行うため、必要があるときは、委員会の下にワーキンググループを置くことができる。
- (2) 委員長は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会運営細則（平成 23 年 10 月 14 日地域保健健康増進栄養部会長決定）第 3 条に従い、専門委員会委員の中から部会長が指名する。
- (3) 委員長に事故があるときは、専門委員会委員のうちからあらかじめ委員長が指名したものがその職務を行う。

4. 委員会の運営等

- (1) 専門委員会は委員長が招集する。なお、審議の必要に応じ、適当と認める有識者を参考人として招致することができる。
- (2) 専門委員会の議事は公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、委員長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができる。
- (3) 専門委員会の庶務は、医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室において総括し、及び処理する。

(別紙)

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会
歯科口腔保健の推進に関する専門委員会 委員名簿

平成 29 年 5 月 19 日時点

(敬称略・五十音順)

氏名	所属
あかがわ やすまさ 赤川 安正	広島大学名誉教授
いずみ ゆういち 和泉 雄一	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科歯周病学分野教授
いわさき ゆみこ 岩崎 由美子	健康保険組合連合会保健部専任部長
おおつ たかひこ 大津 孝彦	大分県福祉保健部健康づくり支援課母子保健班課長補佐
きもと しげなり 木本 茂成	神奈川歯科大学大学院口腔統合医療学講座小児歯科学分野教授
たかの なおひさ 高野 直久	日本歯科医師会常務理事
たけい のりこ 武井 典子	日本歯科衛生士会会長
たなか ひでかず 田中 秀一	読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員
まえだ あきひさ 前田 彰久	富山県理事・厚生部次長
○ みうら ひろこ 三浦 宏子	国立保健医療科学院国際協力研究部部長
もりた まなぶ 森田 学	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科予防歯科学分野教授
やました よしひさ 山下 喜久	九州大学大学院歯学研究院口腔予防医学分野教授
ゆのかわ うめよ 温泉川 梅代	公益社団法人日本医師会常任理事

○：委員長